

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部危機管理課
契約締結年月日	令和7年10月15日
業 務 名	全国瞬時警報システム新型受信機整備委託
業 務 の 概 要	能登半島地震など、大規模な地震災害が頻発する中、住民の迅速かつ確実な避難ができるようにするため、地域単位で細分化した情報が受信できる全国瞬時警報システムへの更新作業です。
契約金額（税込）	金3,410,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	株式会社国際電気 中部支店
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)
	☒ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	既設の全国瞬時警報システムについては、メーカーが独自の技術的な仕様を持っており、既存設備を運用するうえで設置業者以外の者が保守点検を行うことが困難である。 また、設備の使用目的を鑑み、予期せぬ障害が発生した際には、即時に対応・復旧する必要がある、本市の設備の技術的な使用を熟知している者でなければ、本業務の実施は不可能である。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部危機管理課です。